平成２６年（フ）第１１０８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山アパート23棟408号
債務者　臼井　　登
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４１号
東京都八王子市田町３番３号エクセレンスオガワ307号
債務者　新岡　　優
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
釧路市武佐１丁目51番３号
債務者　ファッションギャラリーベルこと　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９０号
北海道厚岸郡厚岸町床潭66番地５
債務者　横川　功樹
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１０３号
横浜市瀬谷区瀬谷２丁目17番地28
債務者　古木　明美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１０６号
横浜市南区唐沢41番地　カサ・デ・サンタマリア401
債務者　志田　瑞穂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７号
岡山市南区福富中２丁目16番15号
債務者　斉藤　　真
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３号
岡山市中区桑野352番地703号、旧住所岡山市中区倉田259番地１
債務者　岡田　陽子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１６号
岡山市東区金岡西町865番地６
債務者　奥山　涼子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４８号
岡山市南区西市651番地20エステート西市202、旧住所岡山市南区福成１丁目２番41号レオネクストプログレ209号
債務者　村川　　賛
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８０２号
東京都世田谷区下馬３丁目29―12―201
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８３号
神奈川県大和市桜森２丁目４番３―801号
債務者　蔵本貴美子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４６９号
神奈川県小田原市栄町１丁目17番３号
破産者　清水甘納豆株式会社
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４８号
栃木県那須塩原市松浦町121番地８、前住所栃木県那須郡那須町大字湯本291番地
破産者　邊見　惠喜
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３６号
富山県高岡市川原本町１番22号
破産者　株式会社金森製作所
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１６４５号
名古屋市北区金城４丁目４番13号
破産者　アスカ工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部